

答 申

第1 審査会の結論

別紙記載の自閉症・発達障害支援センターの設置運営に係る公文書のうち、別紙「公開すべき部分」欄に記載の部分は公開すべきであるが、本件実施機関のその余の判断は妥当である。

第2 異議申立て等の経過

- 1 平成17年(2005年)7月25日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)に対し、次の公文書(以下「本件公文書」という。)について公開請求を行った。(以下「本件請求」という。)
 - (1) 「平成16年度自閉症・発達障害支援センターの協議書」のうち「別紙7-4」及び「別紙7-7」の部分
 - (2) 「平成16年度自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告」のうち「(3) 自閉症児(者)に対する就労支援」及び「(5) 個別支援のための調整会議等の開催状況」の部分
- 2 同年8月4日、本件実施機関は、本件請求に対し、それぞれ次の公文書を特定し、別紙「実施機関が非公開とした部分」欄に記載のとおり、その一部を非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行って、異議申立人に通知した。
 - (1) 「平成16年度身体障害者福祉費補助金、在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金及び知的障害者通勤寮支援費等補助金にかかる国庫補助の協議について(進達)(平成16年(2004年)6月18日付け16障第199号)」(以下「協議書」という。)中の「別紙7-4」及び「別紙7-7(職員に関すること)」
 - (2) 「自閉症・発達障害支援センター運営事業実施状況報告について(報告)(平成17年(2005年)5月13日付け17障第90号)」(以下「報告書」という。)中の「(3) 自閉症児(者)に対する就労支援」及び「(5) 個別支援のための調整会議等の開催状況」
- 3 同年8月9日、異議申立人は本件決定に対し、非公開とした部分の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書で主張した内容の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件決定の取消しを求める。
- 2 職務遂行に関係する経験、資格等を公開しても、職員の権利利益を侵害するおそれはない。職員が専門的知見を有するということの説明責任は長野県にあり、相談業務を遂行する能力がある職員を配置していることを証明して欲しい。
- 3 自閉症・発達障害支援センターの支援の質及び有効性を把握するためには事業実施状況報告を全部公開する必要がある、それにより支援対象者が相談しにくくなることはない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明書及び意見陳述で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 協議書のうち「別紙7-7」について

職員の年齢は公務員とはいえ個人の私的な情報であり本件条例第7条第2号に該当する個人情報である。

「関係する学歴・職歴等」欄のうち、公共団体以外の職歴が記載された部分、「関係する取得資格等」欄及び「自閉症児（者）療育に関する経験」欄を個人情報であるとして非公開とした研修担当職員及び関係機関連携担当職員は他の職員とは異なり、民間施設からの交流職員として勤務していた職員で、公務員ではない。通常なら氏名も非公開とすべき個人情報であるが、当時の長野県職員録に氏名が掲載されていたため、本件請求においても氏名は公開した。このため、上記の情報を公開すると、社会福祉施設は県内に1100箇所以上あるものの、自閉症児（者）を専門としている施設は限られるため、公務員ではない個人が容易に特定されることになる。

また、異議申立人が主張する職員が専門的知見を有することに対する説明責任は、資格要件を必要とする相談支援を担当する職員、療育相談を担当する職員及び就労支援を担当する職員が公務員である職員なので、職務遂行の内容に係る情報であるとして条例第7条第2号ただし書ウの規定によりその資格経験等を公開していることにより果たしている。

2 報告書について

それぞれすべて公開すると対象者本人、家族、関係者が自己特定される可能性を危惧し、今後の相談において率直な発言をためらうおそれが高く、ひいては相談支援機関である長野県自閉症自律支援センターが県民から不信を抱かれることとなり、今後の相談支援業務遂行に著しい支障を及ぼすことが予想されるため、本件条例第7条第6号を根拠に一部公開決定したものである。具体的には「(3) 自閉症児（者）に対する就労支援」は対象期間が短く対象者が少ないため、期間、回数を公開し支援テーマ、支援内容を非公開としたこ

とで、一方「(5) 個別支援のための調整会議等の開催状況」は開催時期と検討テーマの中の個人の特性を呼称する表現を非公開としたことで、対象者本人に相談内容が自己のものだとはっきりと認識できないよう配慮した。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、平成16年5月に長野県精神保健福祉センター内に設置された長野県自閉症自律支援センター（以下「センター」という。）の運営に係り、自閉症・発達障害支援センター運営事業実施要綱（平成14年9月10日付け厚生労働省社会・援護局生涯保健福祉部長通知）に基づく国の補助を受けるために、本件実施機関が厚生労働省に提出した協議書及び報告書の一部で、その内容は次のとおりである。

(1) 「別紙7-4」

「連絡会議等の開催予定・協議事項（地域の具体的な福祉施策に反映させるための方策）」の表には「開催時期」欄、「参集予定者」欄、「協議事項」欄、「備考」欄の各欄があり、「連絡協議会等構成メンバー」の表には「担当分野」欄、「氏名」欄、「所属・職名」欄「備考」欄の各欄があり、記載全部を公開している。

(2) 「別紙7-7（職員に関すること）」

センター職員の担当業務を記した欄、氏名・年齢を記した「氏名等」欄、「専任兼任別」欄、「関係する学歴・職歴等」欄、「関係する取得資格等（取得年月日）」欄、「自閉症児（者）療育に関する経験（事業名・職種・職務内容）」欄、「備考」欄の各欄があり、このうち記載された職員全員の年齢及び記載された職員のうち2名の「関係する学歴・職歴等」欄のうち当該センター以外の職歴が記載された部分、「関係する取得資格等（取得年月日）」欄及び「自閉症児（者）療育に関する経験（事業名・職種・職務内容）」欄の記載（「関係する学歴・職歴等」欄、「関係する取得資格等（取得年月日）」欄及び「自閉症児（者）療育に関する経験（事業名・職種・職務内容）」欄の記載事項を以下で「経歴等」という。）を非公開としている。

(3) 「(3) 自閉症児（者）に対する就労支援」

「番号」欄、「対象者の年齢、性別」欄、「延べ支援回数」欄、「(支援の) 期間」欄、「支援テーマ」欄、「支援内容」欄の各欄があり、このうち「支援テーマ」欄、「支援内容」欄の記載全部を非公開としている。

(4) 「(5) 個別支援のための調整会議等の開催状況」

「番号」欄、「対象者の年齢、性別」欄、「開催時期」欄、「(支援の) 回数」欄、「参加者」欄、「検討テーマ」欄の各欄があり、このうち「開催時期」欄の記載全部と、「検討テーマ」欄の記載の一部を非公開としている。

以上のとおり、「別紙7-4」は全て公開しているので、以下では「別紙7-7（職員に関すること）」（以下、「本件公文書1」という。）、「(3) 自閉症児（者）に対する就労支援」（以下、「本件公文書2」という。）及び「(5) 個別支援のための調整会議等の開催状況」（以下、「本件公文書3」という。）について検討する。

2 本件公文書1について

(1) 非公開理由について

本件実施機関は、本件公文書1の非公開部分（記載された職員全員の年齢及び記載された職員のうち2名の経歴等）について、本件条例第7条第2号「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することを理由として非公開としている。

本号は、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーは保護されるべきであることから、公開原則の例外として、個人識別性を基準に、かかる情報の非公開を定めている。本号の適用に当たっては、本号があくまでも原則公開を定める本件条例の例外規定であることをふまえるとともに、その定めが個人識別を基準としつつも本来の保護法益を個人のプライバシーとしていることを十分に考慮して解釈されるべきである。

(2) 検討

以上をふまえ、本件公文書1における一部公開決定を検討すると、まず、本件決定が、職員の氏名が公開された上での一部公開決定であることが認められる。したがって、個人が特定されている以上、本件非公開部分が公開されることによって、特定の個人が識別されるかどうかはすでに問題になるものではない。しかしながら、これら職員の年齢及び経歴等は、いずれも個人の属性または履歴に関する個人に関する情報であり、これを公開することにより、識別された個人情報そのものを公開することになることから、本号が保護法益としているプライバシーの点からは本件非公開部分の公開非公開の判断は慎重に行われなければならない。

職員の年齢については、もっぱら個人に関する情報であると認められるが、他方、経歴等は、センターの職員に係る履歴情報であり、職員採用（交流職員としての受入を含む。以下同じ。）の根拠と採用職員の資質に関わる情報であることが考慮されるべきである。

この点について、本件実施機関は、これら経歴等は研修担当職員及び関係機関連携担当職員の採用の条件ではない旨主張するが、仮にそうだとした場合、関係職員の技能に関わる履歴として客観的には職員採用の根拠と採用職員の資質を示すものであることは明らかである。こうした情報は、個人に関する情報であったとしても、当該職員の職務、ひいてはセンターの業務の信頼性に関わる情報として、むしろ、本件条例第7条第2号のただし書アの「・・・慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」であると解される。

なお、本件実施機関は、これら2名の履歴情報を他の職員と別に扱った理由として、施設からの交流職員であることを挙げるが、長野県職員録に交流職員として掲載されていたことを理由に氏名を公開していることからしても、むしろ県職員に準じて考えるべきであり、別に扱う理由は認められない。

さらに、本件実施機関は、非公開部分を公開することにより、当該職員の派遣元の施設が特定されることを非公開の理由として挙げるが、当審査会が見分したところによれば、経歴等の記載は、施設の種類を示すにとどまり、特定の施設名は記載されていない。仮に、本件実施機関が主張するように、施設の種類を示すだけでも施設が希少であるこ

とから施設を特定できてしまう可能性があるとしても、職員の氏名がすでに公開されており、これをセンターが求める職務経験と照合することで、本件実施機関が主張する特定は可能であるものと思われる。もっとも、履歴情報としての派遣元施設の情報は、それが採用に関係する情報である限り、個人情報として非公開とされるべきでないことはすでに述べたとおりであり、この理由でその特定に支障があるとすれば、本件条例第7条第6号などの理由が考えられ得るが、この点について、本件実施機関は特に主張しておらず、またその支障も特段認められない。

3 本件公文書2及び本件公文書3について

(1) 非公開理由について

本件実施機関は、本件公文書2及び本件公文書3において、それぞれ、本件公文書2については「支援テーマ」欄及び「支援内容」欄の記載全部、本件公文書3については「開催時期」欄の記載全部と、「検討テーマ」欄の一部について、本件条例第7条第6号「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することを理由に非公開としている。

本号は、知事等の実施機関が作成又は取得する情報の中には、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすものがあるため、このようなものを情報公開の例外とするものである。ここで「当該事務の性質上」とは、具体的には当該事務の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することをいう。また、「適正」という要件判断を行う際は、公開することにより生ずる支障のみではなく、公開することによって将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生ずることがあり得ることから、そのような場合も含むものである。

(2) 検討

本件実施機関は非公開とした理由について、これらを公開すると、「対象者本人、家族、関係者が自己特定される可能性を危惧し、今後の相談において率直な発言をためらうおそれが高く、ひいては相談支援機関である長野県自閉症自律支援センターが県民から不信を抱かれることとなり、今後の相談支援業務遂行に著しい支障を及ぼすことが予想される」としている。

確かに、センターの支援の性質上、対象者からみて少しでも個別性、具体性のある記述がある場合、かかる支障を認めうるが、他方、個別性、具体性のない一般的な記述（すなわちかかる支障が認められない記述）については、むしろ、センターの活動の適正さを示すものとして、また、要支援者の利用しやすさにつながるものとして公開されるべきである。こうした点をふまえて、各記載事項について個別に判断することとする。

ア 本件公文書2について

① 「支援テーマ」欄の記述

まず、本件公文書2であるが、対象者の年齢、性別、延支援回数、支援期間が公開されていることから、支援テーマや支援内容は対象者にとって個別性、具体性のある記述となる可能性が考えられないわけではないが、そもそも本件公文書2が「自

閉症児（者）に対する就労支援」と題する文書であることからすれば、「支援テーマ」欄の記述内容は、特定の対象者を示しているというよりも、一般化された表題を記述したものとみることができるから、これを公開されたとしても、支援対象者やその家族などが支援要請をためらい、今後の相談支援業務の遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない。

② 「支援内容」欄の記述

これに対して、「支援内容」欄の記述内容については、要約されたものであるとしても、特定の対象者に関する個別的、具体的記述を含むものと認めることができるから、これを公開されると、支援対象者やその家族などは自分が支援要請していることがある程度具体的に公開されてしまうということで、支援要請をためらうようになり、今後の相談支援業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、これを非公開とした本件実施機関の判断に誤りはない。

イ 本件公文書3について

① 「開催時期」欄の記述

次に、本件公文書3であるが、すでに支援対象者の年齢、性別、支援回数、支援参加者、検討テーマの全部又は一部が公開されていることからすると、「開催時期」欄に記載された特定の年月日が公開されると、すでに公開されている情報と合わせて検討テーマ等の個別性、具体性が伺えることとなるので、支援対象者やその家族などは自分が支援要請していることがある程度具体的に公開されてしまうということで、支援要請をためらうようになり、今後の相談支援業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。開催時期を非公開とした本件実施機関の判断に誤りはない。

② 「検討テーマ」欄の記述

当審査会が非公開部分を含む「検討テーマ」欄の記述全体を見分したところでは、公開されている箇所と非公開とされた箇所とで判然とした区別がつかなかったことから、本件実施機関に上記区別の基準と根拠の説明を求めた。

本件実施機関の説明によれば、「センターが支援する被対象者はその症状として強度行動障害（問題行動）を伴うことが多い。厚生労働省では「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」（平成10年7月31日付け大臣官房障害保健部障害福祉課長通知）において「強度行動障害判定指針」を定め、こうした問題行動を11の項目に分類し、あてはまる問題行動の頻度と強さで点数化し、その合計点数により支援対象の強度行動障害であるかを判定している。」とのことであり、公開非公開の区別は、支援対象者の個別性が現れないよう、「強度行動障害判定指針」において内容例として用いられている文言を非公開とすることを主な判断基準としたとのことである。

このような判断基準とその理由は類型的記述とみることができるが、対象相談者の立場からすれば、自分や自分の家族の個性が現れない限界的な記述として受け入れ可能な範囲を画しているものと考えられる。そうだとすると、このような区分による公開非公開の判断方法は一定の合理性を持つものと言える。

非公開とされた「検討テーマ」欄の記述は、1箇所を除きこの指針で分類された11の項目の内容が記述され、残る1箇所も、この分類に当たらないものの、対象者

の特性に関する記述であるとみることができるものであった。本件においてはすでにこうした対象者の特性を示す記述を公開することで、他者に相談事実を知られることを危惧して相談者が相談をためらうおそれが生じることを首肯できるものであることから、これらを公開することが相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれあるとした本件実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

以上のことから、第1 審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査経過

平成17年（2005年） 8月22日 諮問

平成18年（2006年） 10月25日 実施機関からの意見聴取及び審議

12月15日 実施機関からの意見聴取及び審議

（なお、異議申立人からは意見書の提出がなく、意見陳述の希望もなかった。）

平成19年（2007年） 2月 5日 審議

3月13日 審議

4月 9日 審議終結

別紙

番号	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	左の理由	公開すべき部分
1	「平成16年度身体障害者福祉費補助金、在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金及び知的障害者通勤寮支援費等補助金にかかる国庫補助の協議について（進達）（平成16年（2004年）6月18日付け16障第199号）」 別紙7-4	なし		
2	「平成16年度身体障害者福祉費補助金、在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金及び知的障害者通勤寮支援費等補助金にかかる国庫補助の協議について（進達）（平成16年（2004年）6月18日付け16障第199号）」 別紙7-7（職員に関すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・「氏名等」欄のうち年齢 ・「関係する学歴・職歴等」欄のうちセンター勤務以前の民間施設勤務の職歴（交流職員の2名に限る） ・「関係する取得資格等」欄のうち資格（交流職員の2名に限る） ・「自閉症児（者）療育に関する経験」欄のうち民間施設での経験、年数（交流職員の2名に限る） 	長野県情報公開条例第7条第2号該当 左記の事項は個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係する学歴・職歴等」欄のうちセンター勤務以前の民間施設勤務の職歴（交流職員の2名に限る） ・「関係する取得資格等」欄のうち資格（交流職員の2名に限る） ・「自閉症児（者）療育に関する経験」欄のうち民間施設での経験、年数（交流職員の2名に限る）
3	「自閉症・発達障害支援センター運営事業実施状況報告について（報告）（平成17年（2005年）5月13日付け17障第90号）」 （3）自閉症児（者）等に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援テーマ」欄 ・「支援内容」欄 	長野県情報公開条例第7条第6号該当 左記の事項が公開されることとなると、支援対象者が相談しにくくなり、相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。	・「支援テーマ」欄
4	「自閉症・発達障害支援センター運営事業実施状況報告について（報告）（平成17年（2005年）5月13日付け17障第90号）」 （5）個別支援のための調整会議等の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「開催時期」欄 ・「検討テーマ」欄のうち個人の特性を表す表現の部分 	長野県情報公開条例第7条第6号該当 左記の事項が公開されることとなると、支援対象者が相談しにくくなり、相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。	なし